

名古屋市告示第58号

申請に係る建築協定及び公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により公告するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により公告します。

令和8年2月12日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 建築協定の名称

洲山町3丁目町内会及び近隣地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市瑞穂区洲山町3丁目1番2 外

3 縦覧期間

令和8年2月12日から同年3月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

6 意見の聴取会における聴取事項

洲山町3丁目町内会及び近隣地区建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和8年3月13日（金） 午前10時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西12A会議室（名古屋市役所西庁舎12階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課